

保育園や幼稚園、小学校の集団生活に備えて、 予防接種はお済みですか？

まずは母子健康手帳を確認しましょう!!

集団生活に入る前に予防接種を受けることで免疫力をつけることができ、感染しても症状が軽く済みます。また、周りの人にうつさないだけでなく、感染症から自分の身を守ることができます。



小学校入学前の定期予防接種について

(令和9年(2027年)4月から小学校に通うお子さんが対象です)

対象：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれのお子さん

麻疹・風疹(MR)混合ワクチンの第2期接種対象期間は小学校就学前の1年間です。

令和9年3月31日までに接種できなければ、4月1日から**有料**での接種になりますので、接種対象期間に忘れずに受けましょう！



予防接種は、町立中標津病院での接種となります。インターネットからの予約が必要です。詳しくは町立中標津病院ホームページ(右記QRコード)をご参照ください。

問い合わせは、中標津町保健センター 健康推進課 母子健康係(☎72-2733)まで。

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

～交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったときは？～

交通事故(自動車事故や自転車事故等)や飲食店等での食中毒など、第三者(加害者)の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、届け出により、国民健康保険・後期高齢者医療で治療を受けることができます。治療費のうち国民健康保険・後期高齢者医療制度の負担分については、市町村国保または後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

◇第三者の行為とは？



- 交通事故
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店等での食中毒
- 暴力行為 など

◆必ず医療機関に伝えましょう

◆警察に届け出ましょう

◆役場の窓口にも必ず届け出ましょう

法令により、速やかに市町村・後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、必ず住民保険課 国保・高齢者医療係(役場1階窓口②番)の窓口へ第三者行為による被害届の届出をしてください。※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、保険診療を受けられなくなる場合があります。

届出に必要なもの

- 資格確認書等
- 被保険者の印鑑
- 事故証明書(後日でも可)など

問い合わせ 中標津町役場 住民保険課 国保・高齢者医療係
住所 〒086-1197
中標津町丸山2丁目22番地
(直通 ☎74-0844)

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
(直通 ☎011-290-5601)